

みんなして

No. 15 発行 2013年4月
 「生業を返せ、地域を返せ！」
 福島原発事故被害弁護団
 TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団の取り組み
3月29日 東電、区域内居住者の家財に係る賠償手続開始	4月02日 集団訴訟説明会（福島市）
4月02日 復興庁、応急仮設住宅の供与機関の延長	4月06日 集団訴訟説明会（相馬市）
4月05日 福島第1原発3号機プール冷却停止	4月08日 原告団・弁護団合同会議（福島市）
4月10日 原子力規制委員会、新規性基準案発表、意見公募開始	4月09日 集団訴訟説明会（須賀川市）
4月16日 大阪地裁、大飯原発運転差し止め仮処分申し立てを却下	4月10日 国の責任班会議（東京）
4月17日 ADR、白河市からの避難者に避難費用賠償する和解案成立	4月11日 集団訴訟説明会（須賀川市）
4月18日 日弁連、時効除外のための新立法を求める意見書を公表	4月12日 東電の責任班会議（東京）
4月30日 ADR、土地賠償の差額分上積みする和解案提示	4月13日 集団訴訟説明会（二本松市）
	4月14日 集団訴訟説明会（いわき市）
	4月18日 原状回復・放射線班会議（東京）
	4月20日 集団訴訟説明会（那覇市）
	4月22日 弁護団会議（東京）
	4月25日 被害班会議（東京）
	4月26日 福島地裁との協議（福島市）
	4月30日 東電説明会（二本松市）

【 今後の予定 】

- 5月20日～21日 弁護団合宿
- 5月26日 13:30～ 米沢支部総会 @万世コミュニティセンター
- 5月30日 11:00～ ふるさと喪失訴訟 提訴
(11:00 あぶくま法律事務所集合)
- 6月01日 13:00～ いわき支部総会・いわき説明会 場所未定
- 6月01日 (時間未定) 福島支部総会 @県文化センター視聴覚室
- 6月01日 13:00～ 相双支部総会 @鹿島区西部コミュニティセンター
- 6月02日 (時間未定) 沖縄支部総会 @奥武山公園県立武道館2階研修室
- 6月06日 11:00～ 全国公害被害者総行動 @霞が関その他
- 6月07日 9:00～ 全国公害被害者総行動 @霞が関その他

福島地裁に申入れをし、協議しました！

3月11日の提訴から、約1か月。その後の動向について、お知らせします。
 弁護団では、3月29日と4月16日に、福島地方裁判所に対し、以下の点について、申入れを行いました。

- ① 原告は800名いるところ、裁判所の傍聴席の数は十分ではない。裁判所外の公共施設（少なくとも300名収容できる施設）で裁判を開催されたい
- ② 第1回期日は、原告3名、代理人4名が、本件の意義や被害実態について意見を述べることを予定している。1時間30分を確保されたい
- ③ 裁判所は、速やかに福島第一原発や強制避難区域、避難先の仮設住宅、農地など現地へ赴き、被害実態を検証されたい
- ④ 上記①につき、福島地裁として、最高裁に対し、裁判所外で裁判を行うべきである旨の意見を具申されたい
- ⑤ 上記①～④につき、原告団・弁護団と協議されたい



(写真は申し入れ・協議後の記者会見)

裁判所法には、最高裁が必要と認めるときは、その指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができると定めています。本件は、未曾有の公害である原発事故に関するものですし、社会的な関心も広く集めています。なにより、原告お一人お一人が裁判の当事者ですし、主役です。一人でも多くの方が、裁判でのやりとりに直接関与できるべきなのは当然といえます。

申入れを受け、4月26日、弁護団と裁判所は協議を行いました。

裁判所からは、上記①について、法廷は審理の場であり、訴訟指揮権・法廷警察権を適切に行いつつ、裁判官が審理に集中するためには、人数も会場の広さも自ずと限界があることを理由に、消極であるとの認識が示されました。弁護団が、原告の出頭権を改めて強調したところ、裁判所は、裁判所も原告の出頭権は重要であると考えており、福島地裁の一番大きな法廷での審理を予定しているが、傍聴席は70席であるので、そのうちの一定数を原告の席として確保したいとの考えを示しました。

弁護団としては、多くの原告の方が裁判に参加できるべきだと考えておりますので、裁判所の見解は大変遺憾であるが、一方で裁判をどこで開催するかという議論のために、期日が入らず進行が遅れてしまうという事態は避けなければならないとの判断から、第1回期日については、福島地裁の法廷で開催することを前提に、傍聴席をできる限り原告の方のために確保するよう、改めて裁判所に対し申入れを行い、裁判所も善処することを約束しました。

あわせて、上記②について、第1回期日については1時間30分を予定することが確認され、③についても審理の進行状況をみつつ然るべく対応することが確認されました。

裁判所との協議もふまえ、弁護団では、原告団の協力も得て、第1回期日の日に、公共の施設で法廷内でのやり取りを同時進行で再現する模擬法廷を行うことにしました。裁判官役や国・東電代理人役など役役も決めて、実際の法廷でのやりとりを解説付きで上演します。裁判所での傍聴とあわせて、模擬裁判の傍聴にも、ぜひぜひご参加ください！！

(弁護士・馬奈木徹太郎)

原告団・支部編成のお知らせ

原告のみなさまに、大切なお知らせがあります。

4月8日、原告団の運営委員と弁護団との合同会議の結果、今後、裁判の進行などの報告や学習会などの取り組みが必要となることから、原告の方々について、現在のお住まいの住所地を基準に、原告団を支部化することにいたしました。原告のみなさまは、今後、下記のいずれかの支部に属していただくこととなりますので、ご自身がどの支部に所属するのか、ご確認いただきますようお願いいたします。なお、一部の原告の方については、現在のところ、支部という形をとりえないものもありますが、今後の原告団の増加状況をふまえて、支部化することを予定しています（支部なしの方にも必要な連絡は弁護団から届きます）。

福島支部【対象となる地域：福島市、二本松市、伊達市、桑折町、川俣町、国見町、飯舘村】

相双支部【対象となる地域：南相馬市、相馬市、新地町、双葉郡】

郡山支部【対象となる地域：郡山市、須賀川市、田村市、本宮市、鏡石町、天栄村、三春町、小野町、大玉村】

いわき支部【対象となる地域：いわき市、広野町】

県南支部【対象となる地域：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町】

米沢支部【対象となる地域：米沢市、米沢周辺の地域】

沖縄支部【対象となる地域：沖縄県全域】

支部なし【対象となる地域：上記以外】

*ご自身がどの支部に属するのか？

例1 事故当時、浪江町にお住まいだったが、現在は二本松市に避難している

⇒ 福島支部

例2 事故当時、南相馬市小高区にお住まいだったが、現在は相馬市にお住まい

⇒ 相双支部

例3 事故当時、福島市にお住まいだったが、現在は北海道に避難している

⇒ 支部なし

例4 事故当時、宮城県にお住まいで、現在も宮城県にお住まい

⇒ 支部なし



☆フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。
ぜひご覧下さい。

facebook ▣ <http://facebook.gwbg.ws/nariwai>

Twitter ▣ @NARIWAIbengodan (なりわい弁護団)

※題字「みんなして」は、馬奈木幹弁護士の筆によるものです。

弁護団員☆紹介



【竹村和也弁護士（東京南部法律事務所）】

はじめまして。新人弁護士の竹村和也です。大阪生まれの大阪育ちですが、現在、東京で弁護士をやっております。

3. 11当時、私は東京にいました。数日後、福島原発事故が報道され始めます。私はとても不安になり、大阪に帰りました。司法試験は2ヶ月後に迫っていましたが、勉強など手に付きません。連日報道される破局的な事故。福島は、東北は、日本はどうなってしまうのだろうか。そのときの恐怖感忘れられません。福島の人達の恐怖感や故郷を壊された哀しみは想像すらできませんでした。

弁護士になり、生業弁護団の話を知りました。そこである弁護団員は、こう言いました。「現地で被害者の人達の話聞いて、弁護士として何もしないなんてありえない」。私は、事故被害者の救済に取り組みたいと漠然と考えていましたが、現地に行ったこともないし、被害者の方の生の声を聞いたこともありませんでした（それを司法修習生のときから実践してきたのが、あぶくま法律事務所で活躍する同期の鈴木弁護士ですね）。私は、労働事件や人権問題に取り組むたくて弁護士になりました。ただ取り組むだけでなく、当事者に寄り添うような弁護士になりたいと思っていました。それなのに、原発被害という問題を目の前に、現地にも行かず何してるんやろと思い、現地に行くことにしました。

現地によく行き、故郷を離れざるをえなかった人、不安にさらされながらも故郷を離れることができない人たちの話を聞くことができました。一緒に暮らしていたお孫さんと離れて暮らさなければならなくなった人、生き甲斐だった仕事を奪われた人など、それぞれの一般化できない被害があることも知りました。

原発事故の被害の本質は何なのか、被害者の方の要求は何なのかを常に考え、この訴訟に力を尽くしたいと思います。（弁護士・竹村和也）

【馬奈木幹弁護士（馬車道法律事務所）】

横浜で弁護士をしています、新人の馬奈木幹と申します。今年から生業弁護団の一員として、福島市、二本松市、米沢市の説明会などに参加しています。

被害者の方のお話を伺うたびに、言葉を失います。

ある農家の方のお話では、消費者のために、国の基準値以下の放射線量であっても、線量を提示すべきだと思っておっしゃっていたことが強く心に残りました。また、ある避難者の方のお話では、福島で生活する人々の内部被ばくを心配する思いがとても印象的でした。

何の非もない方々にこんな思いをさせてしまっているのかと考えると、たまらなさで胸が苦しくなります。被害は絶対に完全回復させなければならない、そう感じます。

最近、わたしは、佐賀県にある玄海原発の差止めを求める裁判の原告になりました。わたしの実家は福岡にあり、玄海原発から海を越えて約60キロの距離です。もし玄海原発で事故が起きたら、そうしたことを考えると原告となることにためらいはありませんでした。

わたしたちは、今回の福島第一原発の事故で、どれだけ甚大な被害が生じるのかを知りました。この経験に学ぶべきです。もう二度と同じことを繰り返さないため、被害者のみなさんを始め、全国で原発ゼロを求める人たちとともに頑張っていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

（弁護士・馬奈木幹）

